

**令和 8 年度 医療機関診療情報デジタル推進事業（リース契約）
Q & A**

令和 8 年 3 月

No	Q	A
1	補助金対象のリース料とは	<p>リース料総額から補助対象外経費を除いた部分が対象となる。 (下図参照)</p> 
2	手数料とは	資金調達コストや事務手数料など。サポート費用（メンテナンス費用等）も含まれない。
3	割賦契約は補助対象となるか ※割賦契約：商品等の代金を一度に支払わず、複数回に分けて定期的に支払う方式の契約	補助対象外。
4	リースバックは補助対象となるか ※リースバック：リース会社へ売却し、同時にその機器をリースして使い続ける契約	補助対象外。
5	リース事業者による協調リースは補助対象となるか。 ※協調リース：一つのリース物件に対して複数のリース会社が共同で貸主となる契約	補助対象外。
6	リース事業者とその関係子会社のリース会社が共同賃貸方式によりリース先にリース契約を行う場合は、補助対象となるか。 ※共同賃貸方式：複数の医療機関が共同で一つの医療機器を借り受け、費用を分担しながら利用する仕組み	協調リース同様に補助対象外。
7	リース料総額を対象とする補助金とあるが、再リース料は含まれるか	再リース料は含まれない。

No	Q	A
8	リース契約期間満了後のリース物件の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はリース期間の終了をもって補助の目的を達成したこととなる。 ・なお、補助対象となるリース期間は当初リース期間であり、再リース期間は含まない。 ・よって、当初リース期間の終了時は、リース物件の処分（含む売却）はリース事業者の判断で行うことが可能。
9	交付申請者はリース事業者でもよいか	申請者は交付要綱第2補助対象者で定める者とする。
10	補助金の交付先はリース事業者か	補助金の交付先は交付要綱第2補助対象で定める者とする。
11	病院で電子カルテを導入済。リース契約に切り替えたいがその場合は対象となるか	補助対象外。病院においてリース契約により電子カルテを導入する場合は、実施要綱第3の1のとおり初めて導入する病院が対象となる。
12	リース期間5年で申請した場合、補助金はいつ交付されるのか	単年度・実績払いのため、原則、実績報告に応じて、補助事業完了後、令和9年5月頃に支払われる。（例えば、リース契約開始が12/1の場合は、4か月分が支払われる）
13	実績報告の際に提出が必要なリース契約書の写しは、どこの部分の写しの提出が必要か	全ページ（条項部分、補助金等に係る特約（覚書）部分も）の写しを提出すること。
14	見積書のうち、電子カルテシステムのみリース契約とする場合について	提出する見積書にその対象部分が分かるように追記等行うこと。
15	リース期間中にリース契約の内容変更が生じた場合の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるリース契約の契約内容変更をする場合は、速やかに事前に報告すること。 ・変更により補助対象リース契約の条件を満たさなくなる場合には、補助金の返還義務が生じることがある。
16	リース契約により導入する場合、見積書に記載が必要な項目は何か	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額及びその計算根拠 ・補助金対象外費用及びその計算根拠 ・リース期間
17	交付決定前に締結したリース契約は対象になるか	補助対象外。交付決定の通知後に締結されたリース契約が補助の対象となる。

No	Q	A
18	2年目以降の補助金交付は確約されるのか	毎年度、交付申請の審査を行うため、初年度分の補助金が交付されたからといって、2年目以降の補助金交付を確約するものではない。
19	補助金算定の考え方は	<p>基準額と補助対象経費を比較し低い方に補助率を乗じて算出する。なお、各年度における補助金は実績報告に応じてリース期間から按分した額が交付される。</p> <p>(例)</p> <p>病床150床の病院が実支出額120,000千円の電子カルテを5年(60か月)リースで令和8年12月に導入する場合</p> <p>○基準額：605千円×150床＝90,750千円(選定額)</p> <p>○90,750千円×補助率3/4×4か月/60か月＝4,537千円(交付額)</p>
20	実施要綱第4の2(5)「リース契約で調達する電子カルテシステムは、リース期間終了後に患者情報を適切に引継ぐことができるものであること」という要件はどのように担保したらよいか	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の備考欄等に「リース期間終了後に患者情報を適切に引継ぐことができる機器である」旨を記載すること。 ・入札時の要件(仕様書)において、「リース期間終了後に患者情報を適切に引継ぐことができる機器であること」と明示しておくこと。
21	レンタルによる導入も補助対象か ※レンタル：賃貸借契約に基づき、貸主に物件の所有権があり、メンテナンス義務を負うもの	補助対象外。
22	リース契約とレンタルはどのように区別したらよいか	・入札時にリース契約により電子カルテシステムを導入することを明示すること。また契約書においてもリース契約であることを明示すること。
23	6年(72か月)リースの場合、全期間が補助対象になるのか。それとも60か月分までが対象で、61か月目以降は対象外になるのか。	申請のためには5年以下のリース契約である必要がある。6年以上のリース契約の場合は全期間が補助対象外。
24	保守・サポートに係る費用は補助対象外とのことだが、切り分けできない場合は対象経費に含めて差し支えないか。	電子カルテシステム本体の物件価額、使用料及びそれらに係る消費税のみが対象となる。補助対象の審査に関わる重要な部分のため、補助対象経費を見積書で明示すること。

No	Q	A
2 5	リース契約締結時に一定額を前払いする場合、当該経費も補助対象になるのか。	前払い費用は補助の対象として想定しておらず、No19のとおり、導入期間に応じた額が交付される。
2 6	中途解約した場合、過年度に既に交付を受けた補助金は返還を求められるのか。	補助金返還事由として、例えば、交付決定を受けたリース契約が要綱等で定める補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合がある。
2 7	初年度は交付申請→交付決定→契約締結報告→実績報告→補助金交付という手続き・流れだと思うが、2年目以降はどのような手続きが必要になるのか。	交付申請→交付決定→実績報告→補助金交付、となる。